

資料編

1. 用語解説

用語	解説
あ行	
新しい生活様式	新型コロナウイルスなどの新たな感染症の感染拡大の防止と社会経済活動を両立していくためには、市民一人一人が、密集・密接・密閉の3つの密を回避するといった、基本的な感染対策を実践するとともに、日常生活を営む上での基本的な生活様式や働き方の新しいスタイルにおいても飛沫感染や接触感染などへの対策を取り入れた取組を実践していくこと。
SNS(エスエヌエス)	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略称。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
SDGs(エス・ディ・ジーズ) 【Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標】	平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、17 のゴールと 169 のターゲットから構成された、2030 年までに達成すべき目標を示したもの。
か行	
介護予防事業	元気な人も支援・介護が必要な人も、生活機能の低下や重症化をできるだけ防ぎ自分らしい生活を実現するために、65 歳以上を対象に実施される講座や教室。にこにこステップ運動や口からはじまる健康長寿講座、認知症予防講座などがある。
学童農園	子どもたちが農業体験等を通して、食と農の大切さを学ぶ機会を提供するため、地域の農業者や JA、教育委員会、行政が連携して、田植えや稲刈りの指導、農業の講話などを行うもの。
環境交流プラザ	宮ノ陣クリーンセンターに設置された、市民に地球規模の環境破壊や身近なごみ問題などの理解を深めてもらうための施設。ゲーム、体験、映像などで楽しく学ぶことができる。
協働	市民、市民活動団体、地域コミュニティ組織、事業者、行政などがお互いの立場や特性を理解し尊重しながら、対等な立場でそれぞれの役割と責任において、独自に、あるいは、連携・協力して、地域の課題解決や目標達成に取り組むこと。
キラリ久留米ロゴマーク	筑後川に生まれた人と風土、その人と風土に培われた豊かな食、文化芸術、ものづくりの技術など、様々な魅力がキラリと輝いている久留米を表すキャッチコピーのロゴマーク。
くるっば	久留米市のイメージキャラクター。キラリ久留米宣伝課長として、久留米市の魅力づくりを伝える役目をしている。
くるめ健康づくり応援店	料理のエネルギーや食塩相当量などの栄養成分表示や健康に配慮したヘルシーメニューの提供、食事や栄養に関する情報の提供などを行い、市民の健康づくりを応援する店舗。
くるめ子どもの笑顔プラン	子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき策定された、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を推計し、その対応策の確保を図る子ども・子育て分野の基本的な計画。(第2期計画期間:令和2～令和6年度)
久留米市栄養教諭等研究会	食育プログラム研究推進事業の1つであり、久留米市栄養教諭・学校栄養教職員等で構成する組織で、学校給食業務の進歩・発展及び食育の推進のために資質向上並びに研修を深めるもの。
久留米市環境基本計画	環境基本条例第8条に基づき、策定する環境分野の総合計画として位置づけられ、環境分野の各種計画及び施策を立案する上で基本計画となる計画。(計画期間:令和3～令和7年度)
久留米市教育振興プラン	国の「第3期教育振興基本計画」の内容等を参酌するとともに、「新総合計画第4次基本計画」及び「教育に関する大綱」の理念及び基本方針等の実現に向けた久留米市教育施策の中期的事業プラン。(計画期間:令和2～令和7年度)

第4次久留米市食育推進プラン（令和4年度－令和7年度）

久留米市「食育プログラム」 年間計画	年間を通して食育を組織的、計画的に推進するために、食に関わる教科等及び給食時間の指導、学校給食の関連事項を整理したもの。
久留米市食料・農業・農村 基本計画	食料・農業・農村基本条例第8条に基づき、食料の安定供給と農業、農村の振興に関する基本的な計画を定めた農業政策のマスタープラン。（第3期基本計画：令和2～令和7年度）
久留米市新総合計画・第4 次基本計画	「水と緑の人間都市」を基本理念に、「誇りが持てる美しい都市」、「市民一人ひとりが輝く都市」、「活力あふれる中核都市」の3つの都市像の実現に向けた都市づくりの基盤となる計画。（第4次計画期間：令和2～令和7年度）
久留米市男女共同参画行 動計画	男女が互いに尊重しあい、一人ひとりが個性と能力を発揮できるまちづくりを目指して策定する、男女平等政策の基本計画となるもの。（第4次男女共同参画行動計画期間：令和3～令和7年度）
久留米市土づくり広場	隣接するJAくるめ西部土づくりセンターと連携した土づくり学習への機会や農業体験の場の提供、生産者と消費者の交流を目的に安武町に開設された施設。
くるめ食育フェスタ	第2次食育推進プランの策定を契機に開始した市民への食育啓発のシンボルイベント。調理体験などの体験を通して食育を学ぶことができる。
健康管理ブック	久留米市の国民健康保険特定健康診査受診者に配布している冊子。健診項目の数値の解説や健康づくりのための食生活や運動に関するポイントを掲載しており、健診後の生活改善に役立ててもらおうもの。
健康くるめ21計画	健康増進法に規定された、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図り、市民一人ひとりが生涯を充実して過ごすことを目的とした計画。（第2期計画期間：平成25～令和4年度）
さ行	
市政アンケートモニター調査	市政に関する市民の意向やニーズを把握し、市の施策推進の参考データとするとともに、市民の市政への関心を高め、理解を深めることを目的とした調査のこと。「くるモニ」ともいう。無作為に抽出した市政アンケートモニターを対象にインターネット等を活用して調査を行っている。
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な生活を実践することができる人間を育てること。
食育友の会	市民の食育への関心を深めることを目的に平成20年度に開始した事業。市が募集し、登録した会員に対して、メールや郵便で食育に関する情報の提供を行っている。
食育プログラム研究推進事業	久留米市教育振興プランの具体化に向けた施策の1つであり、子どもたちの食に関する正しい知識と望ましい食習慣を育成するものである。
食生活改善推進員	地域の健康づくりを支えるボランティア。市民の身近なところで調理実習などを通じた食生活改善等に取り組んでいる。食生活改善推進員になるためには、養成教室の受講が必要。
食の循環体験事業	小学生親子と一緒に、生ごみリサイクルによる土づくりから野菜の植付・収穫、収穫した野菜を使ったエコ・クッキング教室を通して、食の循環や食品ロス削減を学ぶ事業。安武百祥会や久留米信愛短期大学と協働で実施。

第4次久留米市食育推進プラン（令和4年度－令和7年度）

3R(スリーアール)	環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの語の頭文字を取ったもの。Reduce(リデュース):廃棄物の発生抑制、Reuse(リユース):再使用、Recycle(リサイクル):再資源化。
た行	
地産地消	地域で生産された農林水産物をその地域内で消費する取組。食料自給率の向上や環境負荷の少ない社会構築に寄与する取組である。
地産地消推進店	市が久留米産農産物を積極的に販売・使用している店として募集・登録した店舗。冊子・チラシや市ホームページ等で消費者に紹介している。
地産地消動画	市内で生産される農産物と農業者の紹介と、その農産物を使ったレシピによる調理の様子を動画にまとめたもの。
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、保健師や管理栄養士などの専門スタッフより行われる保健指導。
な行	
生ごみリサイクルアドバイザー	生ごみの減量、堆肥化、野菜づくり等に関する知識や技術を持ち、保育所、幼稚園、学校、地域などの要請に応じて指導者として活動する人のこと。
農業・農村の多面的機能	農業や農村が持つ生産機能以外の機能のこと。私たちの生活に恩恵をもたらす「国土の保全」、「水源のかん養」、「良好な景観の形成」、「文化の伝承」、「食料の安全保障」などの機能が挙げられる。
農商工連携	農林漁業者と商工業者が互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。6次産業化の1つである。
は行	
パブリック・コメント	公の機関が政策や条例、計画などを作る過程で市民の意見を募集する手続きをすること。
PDCA サイクル (ピーディーシーイー)	事業活動における生産管理や品質管理等の管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
ふれあい農業公園	市民が余暇などを利用して農作物を栽培できる市民農園や、キャンプやバーベキューなどの憩いの場の提供などを通して、都市と農村の交流を目的に草野町に開設された施設。
フレイル	加齢にとともに体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態のこと。そのまま放置すると要介護状態になる可能性があるが、そのことに早めに気づいて、食事や身体活動、社会参加などを見直すことで健康に戻ることができる。
や行	
安武百祥会 (やすたけひやくしょうかい)	安武コミュニティセンター隣接の休耕田の有効活用と高齢者を含む多世代の住民交流促進を目的として、地域住民が各家庭から生ごみを持ち寄り、土づくり、野菜づくり、収穫、花づくりなどの活動を行う市民活動団体。

2. 食育基本法

（平成17年6月17日、法律第63号）

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二條 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三條 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四條 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五條 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六條 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第二十七條 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

（会長）

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

（政令への委任）

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県食育推進会議）

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村食育推進会議）

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十一年六月五日法律第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年九月一日法律第六六号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（食育基本法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

3. 第4次プランの策定経過

(1) 第4次プランの策定の経過

4回にわたる久留米市食育推進会議での審議、久留米市議会経済常任委員会での調査審議、パブリック・コメントによる市民からの意見募集などを経て、令和4年3月に策定しました。

	期 日	内 容
令 和 3 年 度	令和3年7月1日	久留米市食育推進会議(第1回審議) ・第3次プランの総括 ・第4次プラン策定の考え方
	令和3年8月25日	久留米市食育推進会議(第2回審議) ・第3次プラン総括から導かれる次期プランの考え方 ・第4次プランの骨子案
	令和3年12月21日	久留米市食育推進会議(第3回審議) ・第4次プランの素案
	令和4年1月18日	久留米市議会経済常任委員会所管事務調査 ・第4次プラン(素案)について
	令和4年2月1日 ～令和4年3月2日	第4次プランに対する意見募集(パブリック・コメント)の実施
	令和4年3月22日	久留米市議会経済常任委員会報告 ・第4次プランに対するパブリック・コメントの結果報告
	令和4年3月23日	久留米市食育推進会議(第4回審議) ・パブリック・コメントの結果報告 ・第4次プラン最終案
	令和4年3月31日	第4次プラン策定

(2)久留米市食育推進会議

久留米市食育推進会議は、食育を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年から設置され、学識経験者や関係機関、市民団体、行政などで構成する会議です。

本市の食育の総合的な推進に関することやプランの作成や見直しへの調査・審議に関することを所掌事務としております。

【委員名簿(順不同、敬称略)】

委員任期:令和3年5月1日～令和5年3月31日

◎会長 ○副会長

	団体名 役職	氏名
行政	久留米副市長	◎ 中島 年隆
学識経験者	久留米信愛短期大学フードデザイン学科 学科長	○ 山下 浩子
教育・保育 関係機関	久留米市立田主丸小学校 校長	古賀 伸一
	久留米市立江南中学校 校長	佐野 淳
	久留米市立南筑高等学校 校長	山下 経男
	(一社)久留米市保育協会 きらら保育園 園長	坂本 清美
	久留米市私立幼稚園協会 日善幼稚園 園長	早川 生子
	久留米市小・中学校 PTA 連合協議会 副会長 水分小学校 家庭教育委員	田中 のぞみ
	高牟礼中学校 PTA 副会長	小高 サユリ
健康・医療 関係機関	(一社)久留米歯科医師会 歯科医療委員会 委員長	山下 伸子
	(一社)福岡県歯科衛生士会南支部 支部長	佐藤 総子
保健衛生 関係機関	久留米市食品衛生協会 専務理事	高原 雄二
農商工業 関係機関	JAくるめ青年部 副部長	中村 優太
	JAくるめ女性部 部長	高田 恵子
	久留米商工会議所 事務局長	中島 誠治
市民団体	久留米市食生活改善推進員協議会 会長	宮地 陽子
	NPO 法人栄養ケア・ちっこ 理事	山崎 禮子
	スローフード協会筑後平野 会長	梅本 貴志
行政	久留米市健康福祉部 保健所長	吉田 まり子
	久留米市子ども未来部 部長	豊福 由紀子
	久留米市環境部 部長	甲斐田 忠之
	久留米市農政部 部長	山口 文刀
	久留米市教育部 部長	秦 美樹

※令和4年3月31日時点の委員名簿を掲載しています。